

横浜市立松本中学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 26 日策定

平成 29 年 4 月 1 日改訂

平成 30 年 2 月 1 日改訂

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ア いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの生徒にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- イ いじめを防止するには、特定の生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ウ 生徒の健全育成を図り、生徒がいじめをしたり受けたりしない社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- エ 生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない社会の実現に努める。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

校長、副校長、教務主任、学年主任、生徒指導専任、生徒指導部長、養護教諭で組織し、必要に応じて心理や福祉の専門家の参加を求める。

(2) 委員会の運営

- ア 「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、毎月、委員会を開催する。
- イ いじめの疑いがあるとき、いじめを認知した際は、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催し、委員会が中心となって判断し、組織的な対応を行う。
- イ 重大事態が起こった場合は「いじめ防止対策委員会」が中心となって調査を行い、必要な連携、対応を行う。
- ウ いじめ防止及び早期発見に向けた年間計画を作成するとともに、年度ごとに計画の検証を行い、より実態にあったものに改善する。
- エ 校長等責任者は、組織的に対応方針を決定し、委員会や対応の記録を作成し、進捗状況を管理する。

(3) 委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割りを担う。活動内容としては次のものを行う。

- ア 未然防止
 - ・ いじめの起きにくい、いじめを許さない環境づくりの推進
 - ・ 「学校いじめ防止対策委員会」の存在及び活動を生徒及び保護者へ周知する。
- イ 早期発見・事象対応
 - ・ いじめの相談・通報の窓口の設置
 - ・ いじめの早期発見、事象対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録を行う。

- ・ いじめ（疑いを含む）を察知した場合に、迅速な情報の収集と事実関係の把握を行い、対応を協議し、方針を決め、組織的に対応する。

ウ 取組の検証

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う
- ・ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検し、必要に応じて基本方針の見直しを行う。

3 いじめの未然防止、早期発見、事案対処

(1) いじめの未然防止

- ア 思考力・判断力・表現力を育む、分かる授業の実践に努めるとともに、学習規律の確立に努める。
- イ 生徒会活動の充実、生徒主体の学校行事等を通して、望ましい人間関係づくりや自己肯定感の醸成を図る。
- ウ あいさつ運動を推進する。
- エ 地域学習や生徒の地域行事への参加等を通して生徒の地域への所属感を高める。
- オ 本校の人権教育の目標、「お互いを認め合い支え合う。豊かな人間関係を築く集団づくりを目指します。」「一人ひとりの生徒を大切にする教育を展開します。」が実現するよう、すべての教育活動を通して人権教育・道徳教育の充実に努める。

(2) いじめの早期発見

- ア 教職員による見守り、及び、朝の打合せ、休み時間、主任会等を活用した情報共有を適宜、組織的に行い、いじめを見逃さない体制づくりに努める。
- イ 生徒に対してアンケートや個別の面談を実施するなど、生徒一人ひとりの状況把握に努める。
- ウ 定期的に生活アンケートを実施し、生徒の状況の把握に努める。

(3) いじめに対する措置に関すること

- ア いじめの疑いがあるときは、「学校いじめ防止対策委員会」が中心となって情報共有、組織的な対応、支援、指導を行う。
- イ ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを個人で抱え込まず、教員全体で速やかな「学校いじめ防止対策委員会」への報告、相談体制を作る。
- ウ いじめが発生した場合は、把握した事実を基に、被害生徒の保護とケアをていねいに行うとともに、被害生徒・保護者への支援、加害生徒・保護者への指導・支援を「学校いじめ防止対策委員会」が中心となって組織的に行う。
- エ いじめの内容に応じて警察等の関係機関・専門機関との連携を行う。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ア いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること
- イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(5) 教職員等へ研修

- ア 一人ひとりの生徒理解を深めるために、教育相談、生徒指導、特別支援教育等の研修を行う。
- イ 組織的ないじめ防止及び対応を図るために、「いじめ防止基本方針」に基づいた校内研修を行う。
- ウ 小中一貫教育推進ブロックにおいて、児童生徒が小学校から中学校へのスムーズな接続を図ることができるように、児童生徒理解研修や情報共有を行う。

(6) 学校運営協議会等の活用

- ア 「松本中学校ブロック学校運営協議会」及び「学校・家庭・地域連携事業」を通して、「いじめ防止基本方針」を保護者・地域・関係機関等で共有し、それぞれが役割を認識して、いじめの防止・早期発見に努めるとともに、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第 28 条 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときと認められるとき」(同項第 1 号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときと認めるとき」(同項第 2 号)とされている。

(2) 発生の報告

- ア 学校は重大事態が発生した場合(疑いを含む)には直ちに教育委員会に報告する。
- イ 「学校いじめ防止対策委員会」を中核として直に対処するとともに、事実関係を明確にするための調査を行い、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図る。調査結果を教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

- ア いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年に 1 回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。
- イ 必要がある場合には、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

(7) 取組の年間計画

種別	取組名	取組内容	実施時期
相談活動	教育相談	学級担任が中心となり年3回相談を実施	4、8、9、1月
	個人面談等	学級担任が生徒・保護者と年2回実施	7、12月
	家庭訪問	必要に応じて実施	
調査活動	アンケート	生徒指導部が作成し、生徒対象に2回実施	7、2月
	いじめ解決一斉キャンペーン	横浜市共通の取組として「いじめ解決のための生活アンケート」を実施、実態把握し指導につなげる。	12月
	全校道徳 自己肯定感を育む取組を全校で年1回行う。 時期未定		
いじめ防止及び啓発活動	旅行的行事	修学旅行(3年)、校外学習(1、2年)を通して、自分の力を発揮し、互いを認め合う機会とする。	5、6月
	体育祭、文化祭	学級で演技や合唱を創り上げることで成就感を味わい互いを認め合う機会とする。	5月(体) 10月(文)
	地区別生徒会	地域への所属感を高めるため、居住地域ごとに生徒を組織し、地域行事に様々な形で関わる。	5、11月
	地域学習	キャリア教育の一環として、職業インタビュー、職場体験、地域へのお換し活動を行う。	9月
	地域行事への参加	夏祭り等に運営面から参加するとともに、松中ソーランを各町内で披露する。	7～8月
	松中タウンミーティング	地域の大人と子どもが共通のテーマで意見を交換するなど、地域に関わる生徒を育成する。	11月
	地域パトロール	祭礼及び前期終了日にPTA、補導員、関係機関等と連携してパトロールを行う。	6、7、8、 10月
	公開授業週間	年3回地域・保護者に1週間授業を公開し、教育活動を見ていただく。	6、10、2月
	朝鮮学校との交流	職員、生徒が研修会や行事を通して交流する。	6、8、10月
	小中児童生徒交流	学区小学校児童が授業・部活動・行事の参観や体験等を通して松本中生徒との交流を深める。	10、2月
入学前啓発	新入生保護者対象に携帯・スマホ使用について注意を促す。	2月	
職員研修、委員会の実施	いじめ対策委員会の実施	定例会とともに毎日の情報交換を行い、迅速な情報共有を行う	月1回(定例)
	教育課程研修	各教科・領域の指導と評価、市教委主催の教育課程研究協議会の内容をもとに研修を行う。	4、8月
	生徒指導研修	生徒指導体制、特別支援教育、いじめ防止基本方針について共通理解を図る。	4、7、8月
	授業研究会	全職員が年間3回授業を公開し研究会を行う。	6、10、2月
	小中ブロック研修	小中一貫教育推進ブロックで合同授業研究会等を行い、教育課程、児童生徒指導等について研修を行う。	7、9、1月
域の連携 学校・家庭・地域	学家地連協議会	学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し、連携して児童生徒の健全育成を推進する。	5、2月
	学校運営協議会	法律で定められた権限を与えられた地域、保護者、有識者等で構成され、学校運営改善を目的として協議する。松本中、三ツ沢小、南神大寺小の3校でH25年度立ち上げた。	5、9、11、 2月

